

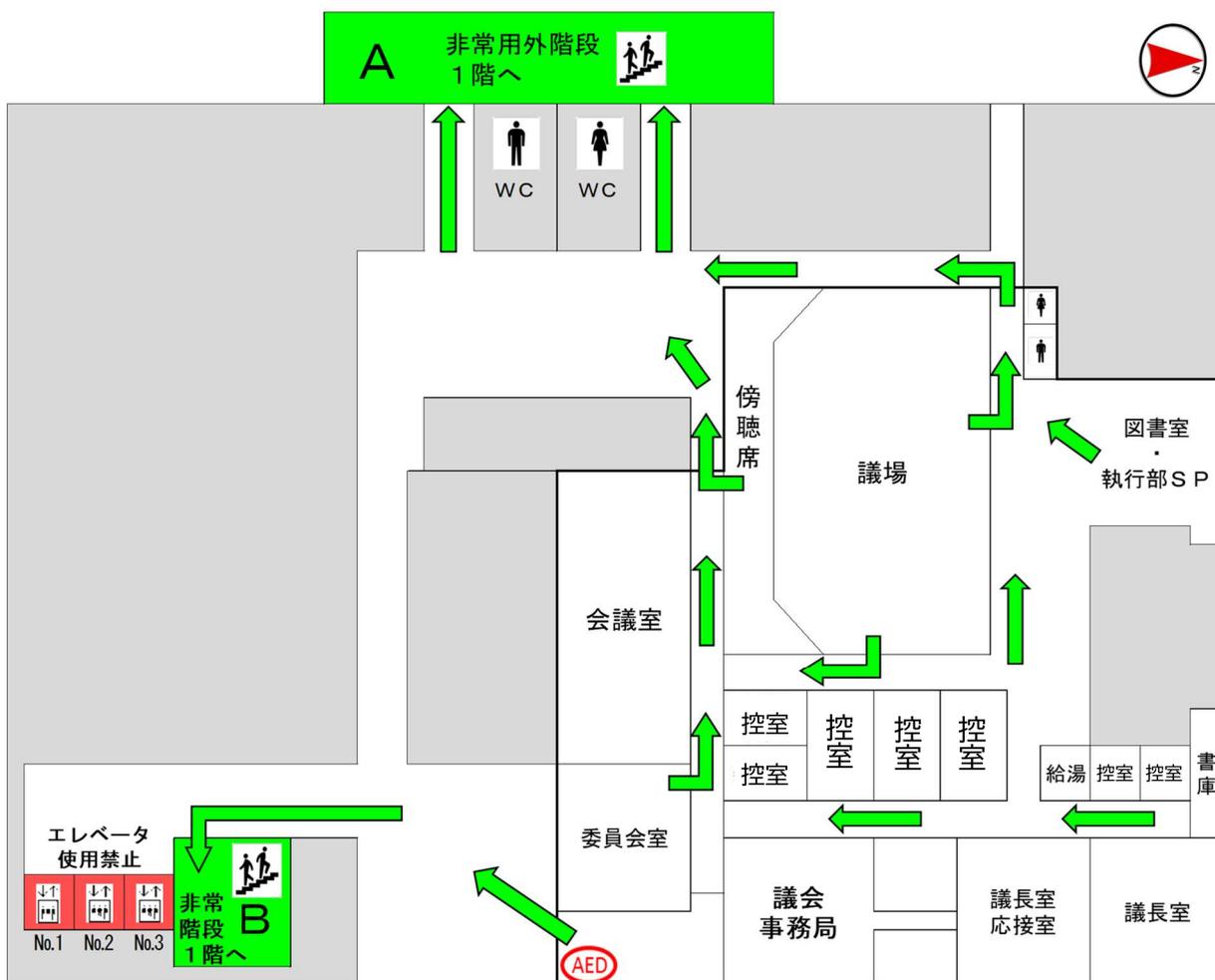
避難経路・方法（案）

災害対応マニュアルに規定する「避難経路」及び「方法」を下記のとおり定める。

記

1 避難経路

避難経路は、以下の図のとおりとする。



2 避難方法

(1) 地震の場合

① 発生直後の対応

- ア 揺れが収まるまで、机の下など安全な場所で、市職員や緊急放送による指示があるまで待機する。
- イ ヘルメット等で頭を防護する等、避難の準備をする。

② 避難

ア 市職員や緊急放送の案内に従い、落ち着いて避難する。

基本的には、図の上部のA 非常用外階段で1階に避難する。

ただし、状況に応じて、図の下部左側のB 非常階段で1階に避難する。

イ 避難後、けがをしていたり、体調が変わるければ、市職員等に声をかける。

また、周りで行方不明の人がいたら、市職員等に声をかける。

(2) 火災等の場合

① 発生直後の対応

煙を吸わないように口を覆う等し、避難の準備をする。

② 避難

ア 市職員や緊急放送の案内に従い、避難する。

基本的には、図の上部のA 非常用外階段で1階に避難する。

ただし、状況に応じて、図の下部左側のB 非常階段で1階に避難する。

イ 避難後、けがをしていたり、体調が変わるければ、市職員等に声をかける。

また、周りで行方不明の人がいたら、市職員等に声をかける。

3 議会事務局の対応

(1) 事務局長（局次長）は、情報収集を行い、状況に応じて避難指示を行う。

(2) 事務局員は、1班と2班に分かれる。

(3) 各班の対応

① 1班は、誘導を行う。

ア 来庁者や議員に声をかけながら、非常階段で1階まで誘導する。

イ 負傷者等がいた場合も対応せず、誘導を優先する。

② 2班は、個別対応を行う。

ア 地震の場合は、できる限り2名以上で1組となり、安全が確保できる範囲で、負傷者等がいらないか声を掛けながら確認して回る。

イ 火事の場合は、できる限り2名以上で1組となり、初期消火にあたり、安全が確保できる範囲で、負傷者等がいらないか声を掛けながら確認して回る。

ウ 負傷者等がいた場合は、介添えして避難する。

(4) 避難後の対応（1班・2班）

① 行方不明の人がいないか等を避難者に確認し、避難状況を局長（局次長）に報告する。

② けが人や体調のわるい人等がいたら対応する。